

役員報酬等支給基準

(目的)

第1条 この基準は、社会福祉法人神女きずな会定款第8条及び第22条の規定に基づき、役員等の報酬等に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員等とは、理事、監事及び評議員をいう。
- (2) 常勤役員とは、理事及び監事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の理事及び監事をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、その他の職務遂行の対価として受け取る財産上の利益及び退職手当であって、役員等費用弁償及び旅費規程に定める費用及び旅費とは区分されるものとする。

(報酬等の区分)

第3条 報酬等は、勤務手当及び退職手当に区分する。

2 報酬等は、原則として無報酬とする。ただし、顕著な貢献があったと認められる者には、別表第1の金額を上限として、理事については理事会で、監事及び評議員については評議員会で決定し支給することができる。

(支給の方法)

第4条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。支給の時期については、支給金額を決定した理事会又は評議員会の後、3ヶ月以内に銀行振込により支給する。

(改廃)

第5条 この基準の改廃は、評議員会の議を経て行う。

附則

この基準は、平成29年6月19日より施行する。

【別表第1】

(勤務手当)

常勤役員 無報酬

非常勤役員 無報酬

評議員 無報酬

(退職手当)

常勤役員 1万円×在職期数

(2年を1期として計算し、2年未満の在職月数がある場合は、1期を加算)

非常勤役員 1万円×在職期数

(2年を1期として計算し、2年未満の在職月数がある場合は、1期を加算)

評議員 1万円×在職期数

(4年を1期として計算し、4年未満の在職月数がある場合は、1期を加算)

本基準施行以前の在職期間についても、上記計算に含めるものとする。